

京都市交通局マスコットキャラクター「京ちゃん」及び「都くん」の
着ぐるみ製作業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

京都市交通局マスコットキャラクター「京ちゃん」及び「都くん」の着ぐるみ製作業務

(2) 業務の趣旨・目的

市バス・地下鉄に興味や親しみを持っていただけるような、市民に愛される着ぐるみを製作する。

(3) 業務の内容

京都市交通局マスコットキャラクター「京ちゃん」及び「都くん」の図案に基づき、長時間の着用が可能である送風式の着ぐるみ製作を行う。

(4) 納品日

平成22年10月初旬

(5) 委託金額の上限

1,800,000円（着ぐるみ2体分の金額、消費税及び地方消費税を含む）

2 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。

(2) 京都市から指名停止を受けていないこと。

(3) 国税、地方税及び水道料金・下水道使用料金の滞納がないこと。

(4) 会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に関する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

3 応募手続き

企画書の提出後、交通局企画総務部総務課の受領をもって本プロポーザルへの参加応募があったものとする。（企画書については、「京都市交通局マスコットキャラクター「京ちゃん」及び「都くん」着ぐるみ製作業務仕様書」を参照の上作成すること）

(1) 企画書の提出方法 持参又は送付

(2) 提出期限 平成22年7月20日（火）午後5時必着

(3) 提出部数 2部

(4) 企画書提出場所

交通局企画総務部総務課

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12 サンサ右京5階

電話075-863-5031

(5) 留意事項

提出のあった企画書は返却しないものとする。企画書の内容については、別途ヒアリングを行うことがある。

4 企画書の構成

(1) 企画書（様式任意・A4判）には下記を記載のこと。

①着ぐるみデザイン（ア～ウのみカラー）

ア 基本形〈正面〉

イ 基本形〈背面〉

ウ 基本形〈側面〉

エ 内部透視図〈正面〉

オ 内部透視図〈側面〉

②仕様書

ア 仕様書1〈①ア図上の各部に説明や特徴を書き入れたもの〉

イ 仕様書2〈着ぐるみの規格や重量等〉

ウ 可能な動作パターン〈アピールしうるかわいい動き1パターンがわかる図など〉

エ 着ぐるみの表面〈体、手のひら〉に使用する素材のサンプル見本

オ 付属品一覧〈写真等により形・サイズ・重量がわかるもの〉

③納品方法（納品に係る費用は前述「1（5）委託金額に含むものとする）

④製作実績

⑤見積書（税込。採用後は企画書の内容を協議の上、改めて見積書を提出していただく予定）

(2) 企画書の表紙には業者名、所在地、代表者氏名、電話番号を明記のこと。

5 契約の解除

(1) 業務内容に記載の条件に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないか若しくは委託料の一部又は全部を返還していただく場合がある。

(2) 上記の(1)により契約を解除した場合、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

6 失格の条件

以下の条件の一に該当する場合は失格になることがある。

(1) 企画書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(2) 企画書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合

(3) 虚偽内容が記載されている場合

7 受託業者の決定方法

(1) 受託業者の決定は、当局で設置する業者選定検討委員会において行う。

(2) 受託業者の決定に当たっては、提案内容を精査し、価格のみの判断でなく、総合的な評価で選考し、決定する。

(3) 選定結果は、全ての提案者へ通知する。

8 受託業者決定の取り消し

次の要件のいずれかに相当する場合には、決定を取り消すことがある。

(1) 応募資格があると偽った場合又は応募資格を失った場合

(2) 企画書に虚偽の内容が記載されていた場合

9 スケジュール（予定）

本業務委託契約の受託業者を決定後、速やかに業務契約を締結する。

- (1) プロポーザル公募 7月1日（木）～20日（火）午後5時
- (2) 審査 7月下旬
- (3) 審査結果の通知 8月初旬
- (4) 受託業者と企画書等に係る協議・見積依頼・契約締結 8月初旬
- (5) 着ぐるみ納品 10月初旬

10 その他

- (1) 企画書作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とし、企画書は返却しない。
- (2) 決定した業者には、追って納税証明書及び水道料金・下水道使用料金等納付証明書を提出していただきます。
 - ① 国税等（法人税と消費税）
 - ② 京都市税（法人市民税と固定資産税、京都市内に事業所等が所在する場合）
 - (ア) 法人市民税：京都市内に事業所等が所在する場合
 - (イ) 固定資産税：京都市内に固定資産（土地・家屋に限る）を所有する場合
 - ③ 水道料金・下水道料金使用料金（京都市内に事業所等が所在する場合）
- (3) 著作権の取り扱い
 - ① 決定した業者の企画書に係る著作権の帰属は契約書により定める。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属する。
 - ② 決定されなかった業者の企画書に係る著作権は、提案者に帰属する。